

感染症スポット情報

中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起

2020年2月3日（月）

【本文】

中国にお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

- 1 2月3日現在、中国で発生している新型コロナウイルスによる感染症は、27か国・地域に拡大し、感染者数は約17,300人に達しています。
- 2 1月31日には、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern, PHEIC）」を宣言しており、今後も、感染者数の更なる増大や地理的拡大が懸念されています。
- 3 湖北省全域での公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖に続き、2月2日、浙江省温州市でも市内全域における市民の外出制限や、大部分の高速道路（全55個中46個）の封鎖が発表されました。今後、こうした移動を制限する措置が、他の地域・都市にも拡大する可能性があります。また、引き続き、欧米を始めとする主要国は、中国全土又はその一部に対して、渡航中止や退避勧告等の渡航制限を行っており、主要国航空会社も相次いで中国との航空便を運休させています。
- 4 上記の動きも踏まえつつ、現地在留邦人及び海外渡航者の方（特に浙江省温州市及びその周辺地域の方）におかれましては、1月27日の感染症スポット情報にてお知らせしたとおり、今後公共交通機関を始め移動の制約が更に拡大する可能性に備え、情報収集等に万全を期すとともに、日本への一時帰国を含む安全確保について、改めてご検討ください。
- 5 なお、我が国は、1月31日、湖北省に発出している感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を維持しつつ、中国全土を感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航中止）に引き上げています。また、我が国政府は、海外安全ホームページやメールを通じて感染症スポット情報を随時発出し、現地在留邦人及び海外渡航者に対して、情報提供・注意喚起に努めています。
- 6 我が国の取組
 - （1）厚生労働省検疫所は、武漢市からの帰国者及び入国者に対して、咳や発熱等の症状が

ある場合には、検疫官に自己申告するよう呼びかけています。日本でもこれまでに20の症例が確認されており、帰国後にこれらの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、武漢市に滞在歴があることを申告の上、医療機関を受診するよう協力を求めています。

参考：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 法務省出入国管理庁は、2月1日午前0時(日本時間)から、本邦への上陸の申請日前14日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、上陸を拒否し得ることとなる旨、発表しました。

参考：法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

7 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)